

議案第36号

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
（個人番号の利用範囲） 第4条 （略） 2・3 （略） <u>4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」</u>	（個人番号の利用範囲） 第4条 （略） 2・3 （略） （新設）

という。)による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって自らが保有するものを利用することができる。

- 5 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 市長	(略)
2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じた保護の実施に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
市長	(略)
(新設)	

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じた保護の実施に関する情報のうち市長が保有するものであって規則で定めるもの

(大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
--------	--------

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	(略)
2 市長	<u>大田原市妊産婦医療費助成に関する条例（昭和48年条例第5号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
3 市長	<u>大田原市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和48年条例第6号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
4 市長	<u>大田原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和51年条例第2号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 市長	<u>大田原市こども医療費助成に関する条例（平成26年条例第3号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>
6 市長	(略)

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	
2 市長	<u>大田原市妊産婦医療費助成に関する条例による医療費</u>	<u>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第</u>

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	(略)
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
2 市長	(略)

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	(略)	
(新設)		

	の助成に関する事務であって規則で定めるもの	245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項又はこれらに類する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による妊娠の届出に関する情報、生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活保護法	
--	------------------------------	---	--

		）にいう知的障害者に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
4 市長	大田原市ひとり親家庭医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、高齢者医療確保法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、住民票関係情報、地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による年金の支給に関する情報、戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条各号に規定する事項、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	（新設）
5 市長	大田原市こども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する	医療保険給付関係情報、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	（新設）

	<u>る事務であつ</u> <u>て規則で定め</u> <u>るもの</u>		
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。